

平成22年12月 1日

建設工事等指名業者 各位

津山市財政部契約監理室

国債等の有価証券による契約保証金の担保について

このことについて、津山市契約規則（以下「規則」という。）第34条第2項に国債等を契約保証金の納付に代えて担保として提供できるよう定められているが、国債等の有価証券はペーパーレス化により証書（紙）がなく、担保とするためには質権設定契約等の手続が必要となる。

この手続には相当の時間を要するため、規則第32条第2項に定める「落札決定を通知した日から10日以内の契約」ができない恐れが生じる。

よって、当面、有価証券による契約保証金の担保は取り扱わないこととするので、留意願いたい。